

「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」(平成20年3月31日付農林水産大臣訓令。以下「標準的手続」という。)に基づき、我が国への指定検疫物の輸入に関する諸外国からの要請に関する検討を適切に実施するため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」を次のとおり定める。

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続
の運用指針

平成22年4月15日 農林水産省消費・安全局

(定義)

第1条 本運用指針における用語の定義は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)及び標準的手続に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1)「回答書」とは、質問票の項目に対する要請国の回答をいう。
- (2)「侵入評価」とは、指定検疫物の輸入に伴い、監視伝染病の病原体が我が国に侵入する経路を分析し、当該病原体が侵入する蓋然性を定性的又は定量的に評価することをいう。
- (3)「暴露評価」とは、我が国において感受性動物等が特定の病原体に暴露される経路を明らかにし、病原体の暴露が起こる蓋然性を定性的又は定量的に評価することをいう。
- (4)「影響評価」とは、評価対象の病原体について、家畜衛生上の影響等を推定し、その影響の度合いを評価することをいう。

(リスク評価に係る事務)

第2条 リスク評価に関する事務を処理するため、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下単に「動物衛生課」という。)リスク分析班にリスク評価事務局を置く。

2 リスク評価事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) リスク評価に関する企画及び調整
- (2) 標準的質問票の作成
- (3) リスク評価結果の取りまとめ
- (4) 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会(以下「家畜衛生部会」という。)への諮問又は報告(リスク評価に関するものに限る。)に関する事務
- (5) リスク評価に関する情報の整理及び公開に関する事務

(リスク評価の体制と必要な業務)

第3条 指定検疫物の輸入に関する諸外国からの要請に関する検討を適切に実施するとともに、要請を受け入れることによる家畜衛生上の影響の程度に応じた適切なリスク評価を行うため、動物衛生課にリスク評価チームを置く。

2 リスク評価チームは、要請毎に設置する。

3 リスク評価チームのチーム長及びチーム員は、動物検疫当局の職員であつて、家畜の疾病、疫学等についての知識及び業務経験を有する者の中から農林水産省消費・安全局動物衛生課長（以下単に「動物衛生課長」という。）が、動物検疫所長と協議の上、選任する。なお、動物衛生課長は第4条に定める検討の手順に基づき必要があると認めるときは、リスク評価チームに外部専門家を加えることができる。

4 リスク評価チームは、第4条に定める検討の手順に基づき次に掲げる業務を行い、チーム長は、その進行管理を行う。

(1) 質問票の作成

(2) 要請国からの回答書の精査及び標準的手続第3条第2項に基づく補正を求めるための追加質問票の作成

(3) 現地調査の実施

(4) リスク評価報告書の作成

(5) リスク評価結果の概要の作成及び公表

(検討の手順)

第4条 標準的手続第3条に規定する検討の手順（以下、「プロトコール」という。）

は、次に掲げる家畜衛生上の影響の程度に応じて、次に定めるとおりとする。

(1) 当該要請により我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入れを必要とする場合その他家畜衛生上の影響が大きい場合 プロトコール1

(2) 既存の制度の適用が可能な要請その他家畜衛生上の影響が中程度の場合（プロトコール1又はプロトコール3に該当しない場合） プロトコール2

(3) 既に締結されている家畜衛生条件に当該家畜衛生条件の対象としている疾病について共通感受性を有する家畜を追加する場合その他家畜衛生上の影響が軽微な場合 プロトコール3

2 プロトコール1の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。

(1) 外部専門家を含むリスク評価チームの編成

(2) 質問票の送付

(3) 現地調査の実施

(4) リスク評価報告書の作成

(5) 家畜衛生部会への諮問

- (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
- 3 プロトコル2の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。
 - (1) リスク評価チームの編成
 - (2) 質問票の作成
 - (3) 現地調査の実施(リスク評価チームのチーム長が必要と認める場合に限る。)
 - (4) リスク評価報告書の作成
 - (5) 家畜衛生部会への報告
 - (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
- 4 プロトコル3の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。
 - (1) リスク評価チームの編成
 - (2) 質問票の作成
 - (3) リスク評価結果概要の作成及び公表

(検討の開始手続等)

第5条 動物衛生課は、当該要請に係るプロトコルを決定するため、速やかに当該要請に係る指定検疫物の種類、輸送・保管形態その他必要な情報を書面で確認する。

(検討の延期)

第6条 動物検疫当局は、次のいずれかに該当する場合は、適当な期間、その検討の開始を延期することができる。

- (1) 要請の内容が、国内の規制措置と整合しておらず、検討の開始に当たり予備的な情報収集等が必要な場合
 - (2) 要請国が複数の要請を行っている場合において、それらの要請間で優先順位を付与されている場合
 - (3) 複数の要請国から要請を受けている場合において、当該時点で受けている要請の件数、新たな要請についての検討に要する人的資源その他の事情を考慮し、新たな要請の検討を開始することが困難であると認められる場合
- 2 動物検疫当局は、前項の規定により検討の開始を延期する場合には、要請国にその旨及びその理由を通知する。

(質問票)

第7条 リスク評価事務局は、次に掲げる項目を含む標準的質問票を作成し、農林水産省ホームページにおいて公表する。

- (1) 要請国の家畜衛生管理体制に関する項目
- (2) 疾病、品目別の項目

ア 一般状況（要請国における対象家畜の飼養状況、畜産物の生産・流通状況等）

イ 要請国における主要疾病の発生状況

ウ 要請国における評価対象疾病毎の詳細情報（関係法令、診断方法等）

（3）地域主義の適用等要請の特性に応じた項目

- 2 リスク評価チームは、前項の質問票を基に当該要請に係る指定検疫物の種類、対象疾病等に応じて、必要な加除訂正を行い、標準的手続第3条第1項に規定する質問票を作成する。

（リスク評価の実施）

第8条 リスク評価チームは、リスク評価の実施に当たり、侵入評価を行い、必要に応じ暴露評価、影響評価を行う。

- 2 動物衛生課は、リスク評価チームが現地調査を実施する場合において、調査計画について要請国の家畜衛生当局との間で調整するとともに、原則として調査時の質問事項をあらかじめ要請国に通知する。

（リスク評価報告書の作成）

第9条 リスク評価チームは、前条のリスク評価の結果等を踏まえ、リスク評価報告書原案を作成する。

- 2 動物検疫当局は、原則としてリスク評価報告書原案を要請国へ送付し、意見を求める。
- 3 リスク評価チームは、要請国からの意見を勘案し、リスク評価報告書を作成する。ただし、プロトコール1に該当する要請に係るリスク評価報告書の作成は、家畜衛生部会の意見を踏まえて行うものとする。

（リスク評価の対象外）

第10条 動物検疫当局は、次のいずれかに該当する場合には、標準的手続第5条に定めるリスク評価を行う必要がないと認めるものとする。

ア 監視伝染病の病原体が不活化されていることが明らかな場合

イ 要請国の家畜衛生管理体制の評価が行われており、かつ、次のいずれかに該当する場合

（ア）動物性加工たん白その他我が国においてリスク評価が行われている品目であって、当該リスク評価に基づき一般的に適用可能なリスク管理措置が存在する場合

（イ）要請国の家畜衛生状況を踏まえ、検査項目又は証明項目の追加、削除等の軽微な変更を行うものである場合

(見直し)

第11条 本運用指針は、我が国の家畜衛生事情の変化、国際基準の改正、運用状況等を踏まえて、適宜見直しを行う。

<第4条関係参考>

	リスク評価チームに 専門家を委嘱	質問票の送付	現地調査	リスク評価報告書 の作成	家畜衛生部会への 諮問又は報告	リスク評価結果の 概要の作成と公表
プロトコール1	○	○	○	○	○	○
プロトコール2	△	○	△	○	◇	○
プロトコール3	△	○	×	×	×	○

○必ず実施する △必要に応じて実施する ×実施しない ◇家畜衛生部会に対し報告を行う